

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 10 日

秋田県知事 鈴木 健太 殿

提出者

住 所 秋田県大仙市大曲福住町6番6号

氏 名 高吉建設株式会社
代表取締役 佐藤利昭

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0187-62-4321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

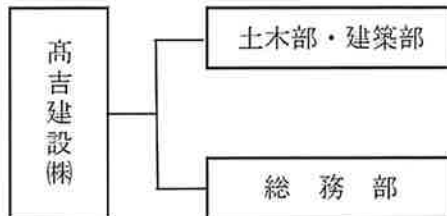
事業場の名称	高吉建設株式会社
事業場の所在地	秋田県大仙市大曲福住町6番6号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	令和6年5月期 22.7億円
③ 従業員数	49名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	【産業廃棄物→産業廃棄物の運搬→中間処理場・最終処分場】 コンクリートがら・アスファルトがら・がれき類 → 破砕 → 再生利用 ガラス・陶磁器くず → 破砕 → 埋立・再生利用 廃プラスチック類 → 切断・破砕 → 埋立・再生利用 金属くず → 破砕 → 再生利用 汚泥 → 脱水・固化 → 再生利用 紙くず・繊維くず → 破砕・焼却 → 埋立 木くず → 破砕 → 木材チップ等再利用・焼却 → 埋立 廃石膏ボード → 破砕 → 埋立 混合 → 分別・破砕 → 再生利用・埋立

（日本産業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・産業廃棄物処理業者の選定
- ・産業廃棄物処理委託契約の締結及び保管
- ・産業廃棄物管理票の発行及び保管（施工中）
- ・産業廃棄物管理票の作成、配布、保管
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成
- ・産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書作成

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・工事現場内での分別処理 ・廃棄物の再利用及び減量化 ・搬入資材の梱包材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・工事現場内での分別処理 ・廃棄物の再利用及び減量化 ・搬入資材の梱包材の簡素化 ・再生材の利用促進 ・協力業者へ産業廃棄物の排出抑制を要請		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 木くず、紙くず、繊維くず、コンクリートがら、金属くず、廃プラ、 廃石膏ボード ➡ 各産廃BOXに掲示し、可能な限り分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状同様、可能な限り分別を行い、BOXに入らない産廃については、 飛散防止対策をとり速やかに処分場へ搬出する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 計画なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 計画なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	計画なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	廃棄物の処理は全て委託となっているため、各種許可証及び許可内容を確認し、適正な業者選定を行い委託契約を締結している。 再生利用が可能な廃棄物は、全て再生利用業者により処理した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物は全て委託処理のため、今後も適正な業者を選定し、リサイクル 出来るよう適正に処理を行う。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

